

【JACDS 事務連絡No.19173】新型コロナウイルスに関連する行政からの情報提供

日本チェーンドラッグストア協会
会員様 各位

日頃より協会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

行政より以下 3 点について周知依頼がありましたのでご案内いたします。

1. 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 -第 2 弾-」の公開について
厚生労働省より周知依頼がありました。
政府として以下の対策を実施していくとのことです。
 - (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
 - (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
 - (3) 事業活動の縮小や雇用への対応
 - (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

詳細は「首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策本部」サイトをご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第 2 弾-(概要) (令和 2 年 3 月 10 日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第 2 弾-(本文) (令和 2 年 3 月 10 日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾の規模

2. 「経済産業省コロナ対策パンフレット(3 月 11 日 10 時版)」の公開について
経済産業省より周知依頼がありました。

上記、緊急対応策(第 2 弾)に基づく、資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備などに関する経済産業省の事業が紹介されています。

詳細は「経済産業省：新型コロナウイルス感染症関連」サイトをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

3. 法務省からの周知依頼について

- 1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報

(海外からの入国に関する情報、外国人の在留資格申請における取扱いなど)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- 2) 交付された在留資格認定証明書の有効期限を 3 ヶ月間から
6 ヶ月間に延長する措置について

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

外国人労働者を雇用している企業の方は確認をお願いいたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

Eメール : sec@jacds.gr.jp

TEL : 045-474-1311 FAX : 045-474-2569
